公金等取扱適正化に向けた
検討報告書

令和５年６月

豊川市公金等取扱適正化検討委員会

目次

はじめに

１　事案の概要について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
（１）経緯
（２）不正に引き出された現金総額とその使途
（３）今回の事案に対する原因
（４）処分について
（５）今回の事案に係る経過状況

２　準公金の管理方法に関する調査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８

３　再発防止策について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
（１）準公金取扱基準の策定
（２）準公金取扱基準の運用
（３）準公金の必要性の再確認
（４）職員研修の実施
（５）内部統制制度による対応
（６）内部公益通報制度の周知啓発

４　有識者からの助言　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14

５　豊川市公金等取扱適正化検討委員会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20
（１）設置要綱
（２）構成員
（３）検討の経過

参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
（１）豊川市公金等取扱適正化検討委員会設置要綱
（２）豊川市準公金取扱基準
（３）準公金一覧

はじめに

令和５年１月下旬、豊川市教育委員会スポーツ課が事務局となっている「豊川リレーマラソン実行委員会」及び「トヨカワシティマラソン大会実行委員会」において、運営資金の管理を担当する職員による預金通帳及びキャッシュカードの窃盗、金銭の横領事案が発覚しました。

この事案発生を受け、本市では、令和５年２月８日に豊川市公金等取扱適正化検討委員会を設置し、今回の事案に係る原因究明と課題の抽出を行うとともに、準公金取扱基準の作成、再発防止策の検討など、本市における準公金の取扱いの適正化に向けた検討を行いました。また、本市における今後の方針や対応について、顧問弁護士、内部統制アドバイザーから助言をいただきました。

当該スポーツ課職員が引き起こした準公金の横領などは、法令を遵守し、職務を遂行しなければならない立場にある公務員として、重大な不正行為です。豊川市公金等取扱適正化検討委員会としては、このような不祥事を起こし、市民及び関係者の皆さまの信頼を裏切ってしまったことを厳粛に受け止め、準公金に係る全庁的な状況調査の実施、準公金の取扱適正化に向けた組織的な検討など、再発防止に向けた検討を重ねました。そして、職員一人一人が、公金等を適正に取扱い、二度とこのような事案が発生しないようにするため、報告書をとりまとめ、周知・公表することとしました。

豊川市公金等取扱適正化検討委員会

１　事案の概要について

（１）経緯

豊川リレーマラソン及びトヨカワシティマラソン大会の運営に係る実行委員会については、両事業を所管する豊川市教育委員会スポーツ課が事務局となっているが、令和５年１月２５日に、スポーツ課へトヨカワシティマラソン大会における取引業者から、代金未納の連絡が入った。

時期を同じくして、トヨカワシティマラソン大会と豊川リレーマラソンに係る運営資金を担当する職員（以下「職員Ａ」という。）が無断欠勤の状態となり、行方が分からなくなった。

スポーツ課内で、トヨカワシティマラソン大会実行委員会と豊川リレーマラソン実行委員会の事務処理状況等を確認したところ、多数の未払いの請求書が残されていること、両実行委員会が管理している計４口座分の預金通帳と３枚のキャッシュカードが紛失していることが発覚した。そして、４つの預金口座から現金が不正に引き出されており、残高がほとんど残っていない状況であった。

職員Ａは、令和５年２月１４日に大阪府内の警察署へ出頭し、同日、愛知県警豊川署に窃盗の容疑で逮捕され、令和５年３月７日に業務上横領の容疑で再逮捕された。そして、令和５年３月１４日に本市を懲戒免職となった。

なお、職員Ａが窃盗、横領した両実行委員会の現金は、代理人から令和５年３月１３日に両実行委員会へ全額弁済され、３月１４日に全債権者への支払いを完了させた。

（２）不正に引き出された現金総額とその使途

職員Ａは、４つの口座の預金通帳やキャッシュカードを持ち出し、令和３年１０月から令和４年１２月までの間に現金を不正に引き出した。引き出された現金の総額とその使途などは、次のとおりである。

ア　不正に引き出された現金総額、期間、回数など

総額　７，５５２，１６４円

内訳　豊川リレーマラソン実行委員会分　４９０，０１５円

トヨカワシティマラソン大会実行委員会分　７，０６２，１４９円

期間　令和３年１０月１９日から令和４年１２月３０日まで

不正入出金回数　１４８回

内訳　豊川リレーマラソン実行委員会分　６３回

トヨカワシティマラソン大会実行委員会分　８５回

イ　使途

①借金の返済

②ギャンブルなどの遊興費

③生活費

（３）今回の事案に対する原因

市で取扱う現金については、その大部分が公金であり、法令や市で定める規則などで厳格に管理されている。しかし、公金等取扱適正化検討委員会が、今回の事案に係る調査を行う中で、こうした規則などの適用を受けない実行委員会をはじめとする各種任意団体などが管理している準公金（職員が職務として取扱う、公金に該当しない現金など）については、その多くは取扱基準が未整備であることが判明した。

ア　準公金に係る取扱基準などの未整備

本市において各課が所管して事務を行う各種任意団体などでは、それぞれのルールで準公金の取扱いが行われており、公金のような厳格な取扱基準が未整備であった。そのため、預金通帳などの管理、会計処理、管理体制などについて、リスクに対する脆弱性があった。

（ア）ずさんな預金通帳や届出印の管理

今回の事案を調査したところ、預金通帳、届出印、キャッシュカードについては、スポーツ課内にあるロッカーで保管されていた。

ロッカーは施錠ができるものであったが、執務時間中は開錠しており、スポーツ課の職員なら誰もが、預金通帳やキャッシュカードなどを持ち出せる状況であった。また、ロッカー内は、古い通帳や多数の印箱なども保管されており、預金通帳やキャッシュカードの所在をすぐに確認できる状況ではなかった。

（イ）不適切な決算管理

両実行委員会の決算報告書を作成する際、スポーツ課内で関係書類と預金通帳との突合を行っていなかった。そして、職員Ａが１人で監査の対応を行い、監査にあたっては決算報告書のみを提示し、預金通帳による残高確認を省略し、口頭による説明で済ませていた。

また、会計事務においては、支出調書や参加費などを入金するための調定調書を作成することになっていたが、令和４年度は、その事務手続きが行われていない不適切な会計処理となっていた。

イ　人的な課題

新型コロナウイルス感染症の影響によるトヨカワシティマラソン大会などの中止が要因となり、担当者のローテーションが実施できなかったこと、大会運営を経験した職員が少なく、会計や事務処理の進捗状況を適正に確認できる人材がいなかったことなど、人的な課題があった。

（ア）１人の職員による会計事務

職員Ａは、トヨカワシティマラソン大会実行委員会と豊川リレーマラソン実行委員会に係る会計事務を１人で行っていた。組織的には、課長、課長補佐、係長と上席はいたが、大会中止などの理由から実務経験が乏しく、会計事務の進捗状況、預金残高の状況などをチェックする機能が働いていなかった。

また、スポーツ課は通常業務に加え、不慣れな大会実施に向けた準備により多忙な状況であったため、職員Ａの事務処理の遅れを把握したり、協力して処理を行ったりすることができなかった。

（イ）担当業務のローテーションの未実施

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、トヨカワシティマラソン大会などが２年間実施されなかったことなどが影響し、結果的に課内で担当業務のロー

テーションが行われず、職員Ａは３年間、トヨカワシティマラソン大会などの担当をしていた。そのため、不正な現金引き出しの発見が遅れ、被害が長期的に拡大した。

（ウ）現金の取扱いに係る注意・認識が低下

スポーツ課では、豊川リレーマラソンやトヨカワシティマラソン大会に係る参加費の受領や大会運営に係る支払いの際、現金などを取扱う機会が多く、現金やキャッシュカードの取扱いに係る注意・認識の低下が生じていた。

（エ）管理監督の機能低下

令和４年度は、豊川リレーマラソン及びトヨカワシティマラソン大会が３年ぶりに開催された。そのため、大会の運営経験がある管理監督者がおらず、進捗状況の確認や業務上の指示・指導などが不十分な状況となっていた。

また、実行委員会の現金を取扱う事業を行っていたにも関わらず、職場内で法令遵守や倫理的な考えについて、確認や指導が不十分であった。

（４）処分について

本市では、令和５年３月１４日付けで下記のとおり懲戒処分などを行った。

また、豊川市職員の懲戒処分等の指針に基づき公表した。

項番	対　象　者	処分内容	処分理由
1	職員Ａ	懲戒免職	地方公務員法 第２９条懲戒処分 （非違行為）
2	教育委員会スポーツ課 課長、課長補佐、スポーツ係長	給料月額10分の１の減給１か月	地方公務員法 第２９条懲戒処分 （監督責任）
3	教育委員会 教育部長、次長兼庶務課長 上下水道部 次長（令和３年度教育部次長）	文書訓告	監督、指導上の措置 （監督責任）

（５）　今回の事案に係る経過状況

期日	内　　容
R5.1.25	職員Ａは振替休暇 トヨカワシティマラソン大会における代金未納の連絡が取引業者からスポーツ課に入り、支払い状況などの確認を行う
R5.1.26	職員Ａが無断欠勤 職員Ａと連絡が取れないため、警察と相談のうえ、上司が行方不明者届を提出
R5.1.27	執務室内に預金通帳がないことが発覚。口座の停止を依頼
R5.1.30	預金取引明細表にて 4 口座の残高合計が 913 円であることが判明 警察（豊川警察署）へ相談
R5.1.31	警察（豊川警察署）へ被害届（盗難）を提出
R5.2.1	豊川信用金庫へ預金通帳とキャッシュカードの紛失届を提出
R5.2.7	記者会見①（準公金の不正引き出し、職員Ａの失踪）
R5.2.8	豊川市公金等取扱適正化検討委員会を設置 今後の対応などについて弁護士へ相談
R5.2.14	今後の対応などについて弁護士へ相談 大阪府内の警察署に職員Ａが出頭し、窃盗容疑で逮捕される スポーツ課の執務室における保管状況を内部的に調査
R5.2.15	記者会見②（職員Ａの逮捕）
R5.2.22	第１回豊川市公金等取扱適正化検討委員会開催
R5.3.1	警察（豊川警察署）へ被害届（業務上横領）を提出
R5.3.7	業務上横領の容疑で職員Ａが再逮捕される
R5.3.13	第２回豊川市公金等取扱適正化検討委員会開催 職員Ａの代理人が両実行委員会へ全額弁済する

R5.3.14	職員Ａ及び管理監督者を処分 両実行委員会が全債権者への支払いを完了する
R5.3.15	職員Ａ及び管理監督者に対する処分を公表
R5.3.28	業務上横領で職員Ａが起訴される
R5.4.1	豊川市公金等取扱適正化検討委員会設置要綱の一部改正
R5.5.10	第３回豊川市公金等取扱適正化検討委員会開催
R5.5.26	第４回豊川市公金等取扱適正化検討委員会開催

２　準公金の管理方法に関する調査

本市では、令和５年２月に準公金に関するアンケート及びヒアリングによる状況調査を実施した。今回の事案に関係する調査結果の一部を次のとおり示す。

なお、この調査では、準公金を次のとおり位置づけた。

準公金：①一般会計や特別会計の歳計現金、企業会計の業務に係る現金、歳入歳出外現金、基金に属する現金等に該当しない市の職員が取扱う協議会や市に事務局が設置されている団体等の所有する現金等
②実費を徴収し、公金として収納しない現金等

また、次のものについては、調査の対象外とした。

・保育園の保護者会などが管理する会費や写真代などの現金、通帳など
・小・中学校における「学年会計事務処理マニュアル」「委託事務の経理に関する手引き」の対象となる現金など
・保育園や小・中学校において保護者から業者へ渡す写真代や物品の代金などの現金など

主な調査結果

①　準公金団体数、会計数

・　準公金を取扱う団体数は１２０団体、準公金の会計数は１６１会計であった。

②　市と各種任意団体との関係性について

・　市と準公金を取扱っている各種任意団体（１２０団体）との関係性を調べてみると、市が任意団体の事務局を担っている団体が９８団体（全体の 81.7%）あった。次に、市が任意団体の構成員となっている団体が２１団体（全体の 17.5%）あった。
・　各種任意団体（１２０団体）の構成は、市長部局に４５団体、企業会計に関係するものが２団体、教育委員会に７３団体となっている。

・ 教育委員会に所属する７３団体のうち、市の一般職の職員以外が会計を取扱っている団体は５９団体（９０会計）であった。

③ 市が各種任意団体の現金などを扱う理由について

・ 市が、各種任意団体（１２０団体）の現金などを扱う主な理由としては、市の事務と任意団体の事務との関係性が強いことを理由とする回答が、全体の 55.0%を占めていた。次に、任意団体の会則などで市が事務局などとして現金などを取扱う規定になっているとの回答が、全体の 41.7%を占めていた。

④ 各種任意団体が管理している準公金１６１会計のうち、取扱規程の整備状況、現金や預金通帳などの保管場所について

・ 準公金の取扱規程を定めていない会計は１４９会計（全体の 92.5%）あった。

・ 現金を取扱っている３４会計では、すべての会計で施錠できる机、キャビネット、金庫などで現金を保管していた。

・ 預金口座を持つ１５９会計では、全体の 94.3%が預金通帳を施錠できる机、キャビネット、金庫などで保管していた。

・ 預金口座を持つ１５９会計のうち、１８会計（全体の 11.3%）がキャッシュカードを作成し、利用していた。

⑤ 各種任意団体における出納簿の作成状況などについて

・ 準公金１６１会計のうち、出納簿などがある会計は１４６会計（全体の 90.7%）、入出金伝票を作成している会計は１４０会計（全体の 87.0%）あった。

・ 準公金１６１会計のうち、預金通帳残高と決算書などの突合を行っていたのは１４５会計（全体の 90.1%）であった。

⑥ 各種任意団体における会計報告の実施状況について

・ 準公金１６１会計のうち、１４８会計（全体の 91.9%）は、任意団体の総会や役員会で会計報告を行っていた。

・ 監査については、１３２会計（全体の 82.0%）で、任意団体の役員や会員などにより監査が実施されていた。

⑦ 市の一般職の職員が取扱っている団体数と会計数

・ 市の一般職の職員が取扱っている団体と会計は６１団体・７１会計であり、新たに取扱基準を作成する必要がある。

・ ＰＴＡ会計など市の一般職の職員以外が取扱っている団体と会計は５９団体・９０会計あるが、小・中学校の「学年会計事務処理マニュアル」等のように、既に参考となるマニュアルがある。

３　再発防止策について

本市では、公金の取扱いについては、豊川市予算決算会計規則などにより厳格な管理が行われているが、各種任意団体が管理する準公金については、任意のルールにより取扱われていた。そのため、今回の事案では、チェック機能が働かず、不正な現金引き出しや預金通帳などの持ち出しが行われ、長期間、気がつかなかったことから被害が拡大した。

豊川市公金等取扱適正化検討委員会は、今回の事案により失ってしまった市民及び関係者の皆さまからの信頼を一日も早く回復できるよう、すべての部署において公金等の適正な取扱いを行うため、次のとおり再発防止策を提言する。

（１）準公金取扱基準の策定

市職員が市政運営上の必要により取扱う準公金について、その取扱いの基準及び手続きに関する必要な事項を定めた豊川市準公金取扱基準を策定し、準公金の会計処理などに係る事務の適正化と事故の防止を図る。

ア　豊川市準公金取扱基準の概要

豊川市準公金取扱基準では、豊川市公金の保管、管理運用基準に規定する公金以外の職員が職務として取扱う現金などを準公金と定義し、準公金管理者（課長など）の責務を定めるとともに、準公金の保管や出納、管理状況の報告などについて規定し、運用する。

イ　預金通帳や届出印の管理

準公金管理者は、準公金の管理全般の責任を担い、預金通帳及び届出印をそれぞれ異なる施錠可能な場所に保管し、複数の者が管理に関わるようにする。そして、準公金管理者が届出印を管理し、準公金管理者以外のものが預金通帳を管理することとする。なお、キャッシュカードの作成・使用は不可とし、預金通帳や届出印がなければ現金を出し入れできないようにする。

ウ　会計事務の適正化

準公金を取扱う各種任意団体では、収入及び支出に係る事務の適正化を図るため、「準公金管理者」「会計担当者」「会計補助者」を定め、会計事務を複数の職員で処

理することを明文化するとともに、管理と負担の分散化及び相互牽制を図る。

具体的には、調書の決裁などを通して、担当者や準公金管理者など複数の者が分担して会計事務に関わることで相互チェックを行い、会計事務の適正化を図る。

（２）準公金取扱基準の運用

市の一般職の職員が準公金を取扱っている各種任意団体では、準公金取扱基準を次のように運用する。

まず、準公金の取扱規程などを定めていない各種任意団体は、豊川市準公金取扱基準により会計事務を適正に行い、事故の防止を図ることとする。

次に、既に準公金の取扱規程などがある各種任意団体は、豊川市準公金取扱基準と団体の規程などを確認し、基準を満たした会計事務となるように規程などを見直し、会計事務を行うこととする。

なお、ＰＴＡ会計など豊川市準公金取扱基準の対象としないものについては、豊川市準公金取扱基準の必要性や目的などを参酌し、参考となるマニュアル等を準用するなど、適正な準公金の取扱い・会計処理が行われ、事故が生じないように指導・監督することを強く求めることとする。

（３）準公金の必要性の再確認

豊川市準公金取扱基準の対象となる準公金７１会計について、廃止も含めて、その必要性についての再確認を行う。あわせて、これまでのように市が事務局となり、準公金を管理していく体制についても精査を行い、あるべき管理体制への移行を推進できるように調整を図る。

（４）職員研修の実施

職員については、新規採用職員研修や新任係長研修などの階層別研修を活用し、公務員としての倫理観の醸成を図り、服務規律の徹底を意識づけるための研修を実施する。会計年度任用職員については、機会を捉えて服務規律の確保について周知徹底を行う。そして、すべての職員に対して公金等の適正な取扱い対する意識の向上を図る。

（５）内部統制制度による対応

本市の内部統制制度では、準公金の取扱事務については対象事務にしていなかった。しかし、今回の事案発生を受け、準公金についても公金と区別することなく、制度の枠組みの中で対象事務としてモニタリングなど、リスク管理を行っていく。

（６）内部公益通報制度の周知啓発

公益通報制度は、法令違反の発生と被害を未然に防ぐ効果が期待される制度である。本市では令和４年６月に豊川市内部公益通報に関する要綱を制定し、運用の見直しを図ったところであることから、職員に対して定期的に周知を図ることで、本制度への認識を広めていく。

あわせて、組織内で相互に監視するのではなく、相互に協力をしながらミスを防ぎ、トラブル、事故、問題が生じた時は、情報を共有し、協力しながら対応ができるような風通しのよい職場の風土づくりを行っていく。

４　有識者からの助言

豊川市公金等取扱適正化検討委員会では、この報告書を取りまとめる中で、本市の２人の顧問弁護士と内部統制アドバイザーから助言をいただいた。

項番	役職名	氏　　名
1	顧問弁護士	弁護士　清水　政和
2	顧問弁護士	弁護士　河邊　伸泰
3	内部統制アドバイザー	愛知工業大学 経営学部 教授　丸山　恭司

意　見　書

令和５年５月２４日

豊川市公金等取扱適正化検討委員会　御中

清水政和法律事務所
弁護士　清　水　政　和

１．はじめに

令和５年１月下旬に明らかとなったスポーツ課職員による準公金の横領行為等は重大な不正行為であり、市民及び関係者の信頼を裏切るもので、その信頼回復のために、速やかに再発防止に向けた検討が必要です。

本件で反省すべきは、準公金の管理に関する規則が未整備であり、不正行為の防止が担当者の良心に委ねられてしまっていたことにあります。

従って、早急に準公金取扱基準を整備し、「制度」によって不正行為の発生を防止する必要があります。

２．具体的方策について

本件から学べる不正行為防止の有効な方策は以下のとおりです。

⑴　本件において、キャッシュカードによって自由に出金できたことが不正行為を誘発し、損害額を大きくした原因なので、キャッシュカードの使用は認めないこと。

⑵　本件では、準公金の出納及び保管を担当者が単独で行っており、それに対して十分な監視がされなかったことが不正行為を容易にしています。

従って、預金通帳・取引印等を別々に保管し、会計事務の重要な行為を行うときは、複数人に関与させるのが適当です。

⑶　会計事務が適正に行われていることを適切に確認するために、簡易な会計監査を定期的に行う必要があります。

本件では、預金通帳の入出金をみるだけで、その異常さが窺えますし、過去のそれと比較することで不正を疑うことが出来たと思われます。

⑷　会計事務に関する帳簿・証拠書類等の保管場所を指定し、そこへは所管課の職員であればアクセスできる状況にすることが検討されるべきです。

多くの場合に、不正行為が始まると、記録の辻褄合わせに困難をきたし、それらを隠すようになるので、それが出来ない状態にすることが抑止になります。

⑸　本件での発覚の端緒は、債権者からの問合わせでした。

従って、業務の実情にあわせて、弁済期経過後に取引額の大きな債権者に残債権額の問合わせが出来れば有効です。

⑹　担当者の変更を適切に行うことが必要です。

担当変更時に、後任者によって不正が発見されることは良くあることです。

3．「制度」の考え方について

本件への対応について相談をうけつつ、その間にこれまでの弁護士としての経験に基づき、「制度」のあり方について考えていた事項は、次のとおりです。

⑴　準公金取扱基準を規定し、速やかに運用することで、多数の各種任意団体の取扱いを統一的で妥当なレベルまで引き上げること。

⑵　同基準は、煩雑になりすぎず、扱い資金額や活動の量等現場の実情に合わせて、調整できる使い勝手のよいものにすること。

⑶　今日まで長年に亘り、多数の各種任意団体の準公金を扱ってきていながら、不正行為が多発していないことは、担当者の能力が信頼に足るものであることを示しており、それを正当に評価して、新たに規定する基準だけに頼らず、公務員の誇りを含めた総合力で不正行為の発生を防止できる制度を検討すること。

⑷　不正行為は、入金管理・保全管理・出金管理・監査等の各場面で、どのような行為として発生するかを現実の業務を踏まえて具体的に想定し、それを防止し、速やかに発見する手段を具体的に検討すること。

⑸　準公金管理者が、不正行為を行わせない、行われたとしてもすぐに発見できるように必要な権限と手段を提供すること。

⑹　不正発覚後に「担当者の人間性」「不正行為の手段」「他者の無関心」等が想定外であったと語られることが多くありますが、そのような想定外が発生しないようにする方策を検討すること。

⑺　不正行為発生の防止のために、各種任意団体の財産管理能力を高め、市が直接関与する団体数を減らすこと。

以上

意見書

令和５年５月９日

豊川市公金等取扱適正化検討委員会　御中

弁護士　河　邊　伸　泰

豊川市公金等取扱適正化検討委員会が作成した「公金等取扱適正化に向けた検討報告書」（以下「本件報告書」といいます。）について、下記のとおり、ご意見を申し上げます。

記

・　本件報告書には、必要かつ十分な内容が記載されている。

・　再発防止策については、法律上の問題というよりも、経営管理上の問題であると考えられる。

・　再発防止を徹底するためには、さまざまな負担（管理コスト等）が発生するものと予想されるが、準公金の取扱いという性質を考えれば、ある程度の負担増は甘受すべきあろう。

・　再発防止策については、準公金の取扱いに伴うリスクに十分に注意しながら、管理上の負担なども考慮して、常に見直しを図っていただきたい。

・　本件不祥事の発生は、大変に残念なことであるが、二度と同様の不祥事を発生させてはならないのであって、管理部門の果たすべき役割は、不祥事発覚前とは全く異なることに留意されたい。

以　上

意見書

愛知工業大学　経営学部　教授

公認内部監査人・公認不正検査士

丸山　恭司

今回の事案は、市民から預かった約７５０万円の多額の金員を市職員が横領したものである。豊川市への信頼を大きく損なう重大な事案である。豊川市においては、他の地方公共団体に先行して内部統制制度の構築し、令和４年度から同制度の運用を開始していたところであったにもかかわらず、本事案が発生したことについては、深刻に受け止めるべきであり、徹底した原因究明と再発防止策に万全を期する必要がある。

２０２３年5月１９日に豊川市役所音羽庁舎にある豊川市教育委員会スポーツ課に往査し、預金通帳やキャッシュカードの保管状況を検証した。あわせて関係職員へのヒアリング及び関係書類を閲覧する手法などにより可能な限り、正確な事実関係の確認を行った。

本事案発生の主な要因は、担当職員だけで預金を自由に引き出せる状況となっており、統制活動が機能していなかったことである。官民を問わず、現金出納は、①担当者が支出の起案をし上席者の決裁を得る、②起案職員とは、別の職員が預金の引き出しを行う、③預金通帳原本を提示する、またはＡＴＭ（現金自動預払機）から出力される利用明細表を添付し、引き出した内容を上司に報告する、といったプロセスが鉄則である。加えて、このプロセスが文書の形で事後的に検証可能となっていなければならない。しかしながら、本事案では、①ないし③のプロセスは見受けられず、検証可能な形での記録も確認できなかった。

また、執務環境を観察したとき、書類や物品があふれており雑然とした印象を受けた。職場環境の改善・維持のために必要とされる代表的活動として５Ｓ（整理、整頓、清掃、清潔及びしつけ）活動がある。こうした観点から見ても課題があると言わざるを得ない。

着服された金員が、「公金」の定義には該当しなかったものの、豊川市の業務運営に対して市民は、高い信用や信頼感を寄せている。そうした信頼があったからこそ、マラソン大会実行委員会にかかる事務を豊川市職員がこれまでに担ってきた。こうした市民の期待を裏切る事務手続であったと言わざるを得ない。

類似事案の再発防止に向けて豊川市として、「準公金」についても、公金と同等の事務処理手続について関係規定を整備し、現金出納などの事務について厳格な運用を徹底するとしている。本事案

を教訓に豊川市の他部署も含め取り扱っている現金着服などの不正の誘発する「機会」を断つことが肝心である。

再発防止策は、具体的かつ実行可能な複数の方法を併用することが効果的である。例えば、現金の入出金に当たっては、①事前に上席者の決裁を得る、②現金出納簿、預金出納帳などの帳簿を整理する、③預金通帳や金融機関の残高証明書と②の帳簿を突合し、その実在性を常日頃から確認する。現金・預金の実査は、定期的に実施するだけではなく、抜き打ちで確認することも効果がある。確認は、本庁の所管課が実施する手法もあるが、隣の課又は同一庁舎の別の課などの管理職が相互にレビューする方法などの方法は、出納手続の透明性を高めるとともに「見られる」という意識付けすることで不正行為を抑止することが期待でき、検討に値する。

再発防止策を定着させるためには、実施状況について定期的にモニタリングする仕組みが必要である。豊川市においては、すでに内部統制制度を構築しており、同制度を有効活用されたい。キャッシュレス決済の普及など地方公共団体を取り巻く決済環境は変化している。こうした変化に適時かつ適切に対応し、リスクの高い事務処理にどのように統制を行うか、その具体的手法については、職員間の協力や創意工夫を不断に継続することを期待したい。

５　豊川市公金等取扱適正化検討委員会

市長は、準公金の紛失事案が発生したことを重く受け止め、今回の事案に係る問題の検証を行うとともに、本市における公金等の取扱いの適正化を図るため、令和５年２月８日付けで豊川市公金等取扱適正化検討委員会を設置した。

（１）設置要綱

設置要綱は、この報告書の参考資料に掲載する。

（２）構成員

【令和４年度】

職　　名	氏　　名	備　　考
副市長	田中　義章	委員長
総務部長	八木　敏光	副委員長
企画部長	桑野　研吾	
教育部長	前田　清彦	
会計管理者	林　修	

【事務局】　総務部行政課、企画部人事課

【令和５年度】

職　　名	氏　　名	備　　考
副市長	桑野　研吾	委員長
総務部長	黒田　紀弘	副委員長
企画部長	森下　保	
財務部長	八木　敏光	
教育部長	前田　清彦	
会計管理者	林　修	

【事務局】　総務部行政課・人事課

（３）検討の経過

第１回検討委員会

期　　日：令和５年２月２２日（水）

会　　場：防災センター　市民研修室

協議内容

・発生事案に係る状況確認

・支払いや処分に係る対応

第２回検討委員会

期　　日：令和５年３月１３日（月）

会　　場：防災センター　市民研修室

協議内容

・今回の事案に係る原因究明と課題の抽出、再発防止策の検討

・公金等の取扱いの適正化に向けた取り組みの検討状況

第３回検討委員会

期　　日：令和５年５月１０日（水）

会　　場：防災センター　市民研修室

協議内容

・豊川市準公金取扱基準（案）の検討

・公金等取扱適正化に向けた検討報告書（案）の検討

第４回検討委員会

期　　日：令和５年５月２６日（金）

会　　場：市役所　本３３会議室

協議内容

・豊川市準公金取扱基準の策定

・公金等取扱適正化に向けた検討報告書の策定

参考資料

（１）豊川市公金等取扱適正化検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　本市において準公金の紛失事案（以下「本件事案」という。）が発生したことを重く受け止め、本件事案に係る問題の検証を行うとともに、本市における公金等の取扱いの適正化を図るため、豊川市公金等取扱適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

⑴　本件事案に係る事実関係の調査及び検証に関すること。

⑵　前号の検証の結果を踏まえた公金等の取扱いの適正化に関すること。

⑶　前２号に掲げるもののほか、公金等の取扱いの適正化に関し必要な事項

（組織）

第３条　委員会は、副市長（総務部に属する事務を担任する副市長をいう。以下同じ。）、総務部長、企画部長、財務部長、教育部長及び会計管理者をもって組織する。

２　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には副市長を、副委員長には総務部長をもって充てる。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第４条　委員の任期は、任命の日から公金等の取扱いの適正化に係る報告の完了の日までとする。

（会議）

第５条　委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

２　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（専門的な助言等）

第６条　委員長は、必要があると認めるときは、市の顧問弁護士その他の専門的な知識を有する者に助言又は意見を求めることができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、委員長が指定する部署において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

１　この要綱は、令和５年２月８日から施行する。

２　令和５年３月３１日までの間は、第３条第１項中「企画部長、財務部長」とあるのは、「企画部長」とする。

３　この要綱は、公金等の取扱いの適正化に係る報告の完了の日をもって、その効力を失う。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（２）豊川市準公金取扱基準

（目的）

第１条　この基準は、本市の職員が取り扱う準公金について、その取扱いに関し必要な事項を定めることにより、会計事務の適正化及び事故の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　職員　本市に勤務する一般職の職員をいう。

⑵　準公金　豊川市公金の保管、管理及び運用基準第２条に規定する公金以外の現金等であって、職員が出納又は保管するもののうち、次に掲げるものをいう。

ア　団体現金　次に掲げる団体の所有に属する現金等をいう。

（ア）　市が構成員となっている協議会、協会又は実行委員会等の公共的団体

（イ）　市が民間団体と共同で運営する団体

（ウ）　市に事務局が設置されている団体

（エ）　契約等により市に現金等の管理を任せている団体

（オ）　市の職員が職務専念義務の免除を受けて事務に従事する団体

イ　実費徴収金　教材費、材料費、利用料金及び交通費等私法上の契約により、実費を徴収し、公金として収納しない現金等をいう。ただし、保育園、小学校又は中学校で行う、児童生徒が保育園、小学校又は中学校並びに家庭のいずれにおいても個人の私有物として使用するものにかかる費用の受け渡しの中継ぎや、これに類するものは含まない。

⑶　現金等　現金又は動産（預貯金、郵便切手、プリペイドカード、タクシー券、収入印紙及び小切手、郵便振替払出証書、郵便為替証書その他の有価証券を含む。）をいう。

（準公金の取扱いに係る基本方針）

第３条　準公金は、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合に限り、これを取り扱うことができる。

⑴　準公金を取り扱うことが公共性を有すること。

⑵　準公金を取り扱うことが市の処理すべき事務と密接な関係を有すること。

⑶　団体の事務処理体制が不十分であるなど合理的な理由があること。

（準公金管理者）

第４条　準公金を管理する者（以下「準公金管理者」という。）は、原則として、当該準公金に係る事務を所管する課等の長とする。

（準公金管理者の責務）

第５条　準公金管理者は、準公金の出納又は保管について、厳正、適確かつ効率的に取り扱わなければならない。

２　準公金管理者は、準公金の取扱いの実態を把握するとともに、会計担当者等を指導監督し、事故の防止に努めなければならない。

３　準公金管理者は、年２回以上準公金の出納に係る関係書類を点検し、適正に会計処理されているかを確認しなければならない。
４　準公金管理者は、所属内の準公金について、職員が取り扱う妥当性及び必要性を常に検証するとともに、団体の自主運営能力の育成等により団体への現金取扱事務の返還を図るなど、その取扱いの見直しに努めなくてはならない。

（会計担当者及び会計補助者）
第６条　準公金管理者は、その管理する準公金ごとに、その出納及び保管に関する事務を取り扱う職員（以下「会計担当者」という。）及び事務を補助する職員（以下「会計補助者」という）を定めるものとする。

（準公金取扱いの届出等）
第７条　準公金管理者は、新たに準公金を取り扱うこととなった場合は準公金取扱届出書（様式第１号）を、準公金の取扱いを廃止することとなった場合は、準公金取扱廃止届出書（様式第２号）を所属部等の長を経て、会計管理者に届け出なければならない。

（準公金の保管等）
第８条　準公金の管理等については、次のとおり取り扱うものとする。
⑴　現金は、準公金ごとに預金口座を開設し管理すること。
⑵　預金通帳及び届出印は、それぞれ異なる施錠可能な場所に保管すること。
⑶　届出印の管理は、準公金管理者が行うこと。ただし、届出印が団体代表者等の個人印である場合は、この限りでない。また、預金通帳の管理は、届出印と異なる者が行うものとする。
⑷　現金以外の準公金及びやむを得ず一時的に生じた現金は、施錠可能な場所に保管すること。
⑸　預金口座にかかるキャッシュカードは、保持しないこと。

（準公金の出納等）
第９条　準公金の出納については、次のとおり取り扱うものとする。
⑴　準公金の受払状況を明らかにするため、現金については現金出納簿（様式例１）を、現金以外の動産については受払簿（様式例２）を備えること。
⑵　準公金の収入及び支出については、収入調書（様式例３）及び支出調書（様式例４）により、準公金管理者の決裁を受けること。この場合において、収入調書又は支出調書には、請求書、領収書その他の収入又は支出に係る証拠書類を貼付すること。
⑶　現金払いにより収入を受けた場合は、原則として領収書を発行すること。ただし、公演チケット代、募金、義援金等の不特定多数の者から納入される収入については、この限りでない。
⑷　準公金の出納は、原則として口座振替により行うこと。ただし、準公金管理者がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
⑸　立替払いは原則としてしないこととし、公金の支払い方法に準じ、資金前渡、前金払などの方法によること。なお、やむを得ず立替払いをした場合は、支出調書にその理由を記載すること。
⑹　やむを得ず現金を取り扱う場合は、収入金にあっては直ちに口座に入金し、支出金

にあっては速やかに債権者に支払うこと。

⑺　会計担当者及び会計補助者は、年２回以上現金出納簿又は受払簿と預金口座通帳又は準公金の現物を突合することにより、準公金の額又は数量の確認をし、準公金管理者の確認を受けること。

⑻　収入及び支出にかかる証拠書類は適正に整理保管するものとし、特段の定めがある場合を除き、その完結の日から５年間保存すること。

（決算）

第 10 条　準公金管理者は、毎会計年度終了後、準公金の収支決算書を速やかに作成しなければならない。この場合において、団体現金の収支決算書については、当該団体の監事等の監査を経て、当該団体の総会等に提出し承認を受けるものとする。

（管理状況の報告）

第 11 条　準公金管理者は、その管理する準公金について関係書類を検査し、毎年７月末までに、準公金管理状況報告書（様式第３号）を所属部等の長を経て、会計管理者に提出しなければならない。

２　会計管理者は、前項の規定による報告の内容について、改善又は検討を要する事項があると認めるときは、当該準公金の管理状況を調査し、又は当該準公金管理者に対し必要な措置を講ずるよう求めることができる。

３　会計管理者は、第１項の規定による報告の内容をとりまとめ、準公金の管理状況を市長に報告するものとする。

（事故等の報告）

第 12 条　準公金管理者は、その管理する準公金について、紛失、盗難等の事故が生じたときは、内部統制制度の手続に基づき、直ちに会計課及び総務部行政課に報告しなければならない。

２　会計課及び総務部行政課は、前項の規定による報告があったときは、直ちに応急的な処置その他必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

３　当該準公金管理者は、事故等に係る処理が終了したときは、内部統制制度の手続に基づき、改善策、再発防止策等について会計課に報告しなければならない。

（委任）

第 13 条　この取扱基準に定めるもののほか、準公金の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和５年　月　日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

豊川市会計管理者　　殿

所管課等

準公金管理者名

準　公　金　取　扱　届　出　書

豊川市準公金取扱基準第７条の規定により、次のとおり届け出ます。

1	団体の名称及び 団体の代表者名	

2	団体の設立目的 事業内容等	
3	準公金を取り扱う理由 根拠となる規程等	

様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

豊川市会計管理者　　殿

所管課等

準公金管理者名

準 公 金 取 扱 廃 止 届 出 書

豊川市準公金取扱基準第７条の規定により、次のとおり届け出ます。

1	団体の名称及び 団体の代表者名	

2	取扱廃止日	
3	廃止する理由	

様式第３号（第１１条関係）

年　　月　　日

豊川市会計管理者　　殿

所管課等
準公金管理者名

準 公 金 管 理 状 況 報 告 書

豊川市準公金取扱基準第１１条の規定により、準公金管理状況を次のとおり報告します。

団体の名称	
準公金管理者名	
会計担当者名	
会計補助者名	
口座名義人	
保管金額 （調査年度の決算の日現在の額）	円（　年　月　日現在　）
口座届出印保管者名	
預金通帳保管者名	
監査実施日	年　　月　　日　（　　）
監査指摘事項	
備考	

※　立替払いをした場合は、備考欄に回数を記載するとともに、支出調書の写しを添付すること。

様式例１（第９条関係）

現　　金　　出　　納　　簿

年　　度　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿年　度＿＿＿＿

団体名（事業名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：円）

年	月	日	摘要	収入金額	支払金額	差引残高	調書番号

備考　１　収入金額の欄及び支払金額の欄は、調書１件ごとに記入すること。
　　２　差引残高は現金及び預金の残高と一致させること。

様式例２（第９条関係）

受　　払　　簿

年　　度　　年　度

団体名（事業名）

（単位：　　）

受払日	使用目的	使用者	購入数量	使用数量	残数	備考

備考　購入数量の欄及び使用数量の欄は１件ごとに記入すること。

様式例３（第９条関係）

収入調書

伝票番号

<table>
<tr><td>年度</td><td colspan="4">団体名（事業名）</td></tr>
<tr><td>準公金管理者</td><td>会計担当者</td><td>会計補助者</td><td colspan="2">起票日　　年　　月　　日
会計科目</td></tr>
<tr><td colspan="5">億　　千　　円
金額</td></tr>
<tr><td>件　　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>収 入 日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>納 入 者</td><td colspan="4">住所
氏名</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

様式例４（第９条関係）

支出調書

伝票番号

年度	団体名（事業名）		
準公金管理者	会計担当者	会計補助者	起票日　　年　　月　　日 会計科目

億						千		円
金額								

件　　名	
支 払 日	年　　月　　日
支払方法	現金払い・　口座振込
請 求 者	住所 氏名

明　　細	項目・品名	数量	単価/金額

備　　考	やむを得ず立替払いをした場合は、理由を記入してください。

※　裏面に請求書、領収書等の証拠書類を添付すること。

（３）準公金一覧

No	担当課	団体名等	会計数		対象	
			R5.2 調査	R5.4 調査	取扱基準	その他
1	秘書課	豊川市政記者クラブ	1	1	○	
2	行政課	豊川市平和都市推進協議会	1	1	○	
3	人事課	豊川市職員互助会	2	2	○	
4	地域福祉課	豊川市社明運動推進委員会	1	1	○	
5	地域福祉課	豊川保護区保護司会	2	2	○	
6	地域福祉課	豊川市更生保護女性会	2	2	○	
7	地域福祉課	豊川保護区協力雇用主会	1	1	○	
8	地域福祉課	豊川市遺族連合会	2	2	○	
9	地域福祉課	日赤愛知県支部豊川市地区	1	1	○	
10	地域福祉課	豊川市献血推進協議会	1	1	○	
11	地域福祉課	豊川市民生委員児童委員協議会連絡会	1	1	○	
12	保育課	豊川市保育連絡協議会	1	1	○	
13	市民協働国際課	豊川市連区長会	1	1	○	
14	市民協働国際課	豊川市民憲章推進協議会	1	1	○	
15	人権生活安全課	豊川市安全なまちづくり推進大会	1	1	○	
16	人権生活安全課	豊川市交通安全指導隊	1	1	○	
17	人権生活安全課	愛知県隣保館連絡協議会	1	1	○	
18	人権生活安全課	豊川市さくらんぼクラブ連絡協議会	1	1	○	
19	人権生活安全課	みんなの消費生活展実行委員会	1	1	○	
20	文化振興課	豊川市文化のまちづくり委員会	1	1	○	
21	企業立地推進課	御津臨海企業懇話会	1	1	○	
22	農務課	豊川市農政企画協議会	1	1	○	
23	農務課	豊川市地域農業再生協議会	1	1	○	
24	農務課	豊川市鳥獣被害防止対策協議会	1	1	○	
25	農務課	豊川市耕作放棄地対策協議会	1	1	○	
26	農務課	豊川市青年農業士会	1	1	○	
27	農務課	豊川市農業経営士会	1	1	○	
28	農務課	豊川市農業担い手育成総合支援協議会	1	1	○	
29	清掃事業課	東三河地域広域化ﾌﾞﾛｯｸ会議広域化計画分担金	1	1	○	
30	道路建設課	国道１５１号一宮ﾊﾞｲﾊﾟｽ建設促進期成同盟会	1	1	○	
31	道路建設課	東三河環状線整備促進期成同盟会	1	1	○	
32	道路建設課	県道豊川蒲郡線改修促進同盟会	1	1	○	
33	市街地整備課	豊川市地域公共交通会議	1	1	○	
34	公園緑地課	東三河ふるさと公園整備促進期成同盟会	1	1	○	
35	公園緑地課	豊川市緑の募金委員会	1	1	○	
36	経営課	豊川流域下水道推進協議会	1	1	○	
37	消防本部予防課	豊川市防火安全協会・防火管理講習会負担金	1	1	○	
38	教育委員会庶務課	愛知県都市教育長協議会	1	1	○	
39	学校教育課	豊川市小学校野外教育活動推進会議	1	1	○	
40	学校教育課	豊川市小中高生活指導連絡協議会	1	1	○	
41	生涯学習課	豊川市子ども会連絡協議会	2	2	○	

No	担当課	団体名等	会計数		対象	
			R5.2 調査	R5.4 調査	取扱 基準	その他
42	生涯学習課	豊川市小中学校ＰＴＡ連絡協議会	2	2	○	
43	生涯学習課	豊川市子どもセンター協議会	2	2	○	
44	生涯学習課	豊川市文化遺産活用実行員会	1	1	○	
45	スポーツ課	豊川市スポーツ協会	2	2	○	
46	スポーツ課	豊川市スポーツ少年団本部	1	1	○	
47	スポーツ課	トヨカワシティマラソン大会実行委員会	2	2	○	
48	スポーツ課	豊川リレーマラソン実行委員会	2	2	○	
49	スポーツ課	愛知県 B&G 財団地域海洋センター連絡協議会	1	1	○	
50	スポーツ課	東三河スポーツ推進委員連絡協議会	1	1	○	
51	学校給食課	愛知県学校給食ｾﾝﾀｰ連絡協議会東三ﾌﾞﾛｯｸ会	1	1	○	
52	患者ｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ	穂の国脳卒中医療連携研究会	1	1	○	
53	豊川小学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
54	東部小学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
55	桜木小学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
56	三蔵子小学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
57	千両小学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
58	牛久保小学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
59	中部小学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
60	八南小学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
61	平尾小学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
62	国府小学校	ＰＴＡ	1	1		○
63	桜町小学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
64	御油小学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
65	天王小学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
66	代田小学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
67	金屋小学校	ＰＴＡ	1	1		○
68	豊小学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	3	3		○
69	一宮東部小学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
70	一宮西部小学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
71	一宮南部小学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
72	一宮南部小学校	学校整備基金	1	1		○
73	萩小学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
74	萩小学校	児童会	1	1		○
75	萩小学校	萩小学校活動総合支援委員会	1	1		○
76	萩小学校	萩小学校みどりの少年団	1	1		○
77	長沢小学校	ＰＴＡ	1	1		○
78	赤坂小学校	ＰＴＡ	1	1		○
79	赤坂小学校	赤坂小子ども見守りボランティア	1	1		○
80	赤坂小学校	赤小おやじの会	1	1		○
81	赤坂小学校	赤坂小学校活動支援基金	1	1		○
82	御津北部小学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
83	御津北部小学校	児童図書会計	1	1		○

No	担当課	団体名等	会計数		対象	
			R5.2 調査	R5.4 調査	取扱 基準	その他
84	御津南部小学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
85	御津南部小学校	児童図書の購入	1	1		○
86	小坂井東小学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
87	小坂井西小学校	ＰＴＡ	1	1		○
88	東部中学校	ＰＴＡ	1	1		○
89	東部中学校	生徒会	1	1		○
90	東部中学校	部活動費	1	1		○
91	南部中学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
92	南部中学校	生徒会	1	1		○
93	中部中学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
94	中部中学校	部活動費	1	1		○
95	中部中学校	愛知県中小学校体育連盟豊川支所	1	1		○
96	西部中学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
97	西部中学校	部活動費	1	1		○
98	代田中学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
99	代田中学校	生徒会	1	1		○
100	代田中学校	代田中学校青少年健全育成協議会	1	1		○
101	金屋中学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
102	金屋中学校	生徒会	1	1		○
103	一宮中学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
104	一宮中学校	生徒会	1	1		○
105	音羽中学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
106	音羽中学校	生徒会	1	1		○
107	御津中学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
108	御津中学校	生徒会	1	1		○
109	御津中学校	御津地区小中学生海外交流の会	1	1		○
110	小坂井中学校	ＰＴＡ・ＰＴＡ特別	2	2		○
111	小坂井中学校	生徒会	1	1		○
112	企画政策課	東三河ドローン・リバー構想推進協議会　※1	1			
113	人権生活安全課	豊川市防犯協会　※1	1			
114	人権生活安全課	豊川市校区安全なまちづくり推進連絡協議会　※1	1			
115	人権生活安全課	豊川宝飯交通安全指導隊連絡協議会　※1	1			
116	文化振興課	ウィンディアホールせせらぎ　※1	1			
117	文化振興課	あったかハートのコンサート実行委員会　※1	1			
118	文化振興課	さわやか音楽会実行委員会　※1	1			
119	清掃事業課	豊川リサイクル運動市民の会　※1	1			
120	消防本部総務課	豊川市消防団　※1	1			
121	農務課	とよかわ花マルシェ実行委員会　※2		1	○	
122	道路河川管理課	豊川改修促進期成同盟会　※2		1	○	
			161	154	54	59

※１　令和５年４月調査時に廃止等により削除した団体・会計（９団体・会計）
※２　令和５年４月調査時に新たに加えた団体・会計（２団体・会計）